

令和元年
第3回土岐市議会定例会議案

令和元年6月4日（第1日）

令和元年第3回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和元年6月4日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第38号	令和元年度土岐市一般会計補正予算（第1号）・・・別冊
日程第4	議第39号	令和元年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第1号）別冊
日程第5	議第40号	土岐市監査委員条例等の一部を改正する条例について・・・1
日程第6	議第41号	土岐市積立基金条例の一部を改正する条例について・・・3
日程第7	議第42号	土岐市税条例の一部を改正する条例について・・・5
日程第8	議第43号	土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について・・・13
日程第9	議第44号	土岐市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例について・・・15
日程第10	議第45号	土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について・・・17
日程第11	議第46号	土岐市修学資金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について・・・19
日程第12	議第47号	駅前広場整備第3期工事その1（建築）の請負契約について・・・21
日程第13	議第48号	駅前広場整備第2期工事の請負契約の変更について・・・22
日程第14	議第49号	財産の取得について・・・23
日程第15	議第50号	土地の処分について・・・24
日程第16	議第51号	債権の放棄について・・・25

議第40号

土岐市監査委員条例等の一部を改正する条例について

土岐市監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

地方自治法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市監査委員条例等の一部を改正する条例

(土岐市監査委員条例の一部改正)

第1条 土岐市監査委員条例（昭和39年土岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(請求又は要求による監査)

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 4 1 号

土岐市積立基金条例の一部を改正する条例について

土岐市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市ふるさと創生事業基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市積立基金条例の一部を改正する条例

土岐市積立基金条例（平成4年土岐市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中	土岐市ふるさと創生事業基金	ふるさと創生事業の資金に充てるため	を
	土岐市まちづくり基金	まちづくり事業の資金に充てるため	

土岐市まちづくり基金	まちづくり事業の資金に充てるため	に改める。
------------	------------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 2 号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例

第1条 土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を市長に提出しなければならない。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第37条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第37条の4第1項中「によって」を「により」に改め、同項中「第7項」を「第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

第91条第1項第1号中「軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者」の次に「若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を加え、「身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の7第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることと

された法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ）b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第84条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第88条及び第89条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 土岐市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中土岐市税条例第37条の2中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に2項を加える改正規定並びに第37条の3の2、第37条の3の3及び第37条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日

- (2) 第2条中土岐市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の土岐市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第37条の2第7項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第37条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第37条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第37条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第37条の3の3第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の土岐市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条各号列記以外の部分に掲げる規定による改正後の土岐市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の土岐市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 4 3 号

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険条例（平成12年土岐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改める。

第2条第2項中「所得の少ない第1号被保険者」を「前項第1号に掲げる第1号被保険者」に、「前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「33,220円」を「27,680円」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,680円」とあるのは、「46,150円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,680円」とあるのは、「53,530円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の土岐市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の第2条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 4 4 号

土岐市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例について

土岐市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例に基づき権限移譲事務を行うため、この条例を定めようとする。

土岐市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例

土岐市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年土岐市条例第1号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 5 号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和36年土岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号を第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

土岐市修学資金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市修学資金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

修学資金の返還免除の要件を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市修学資金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

土岐市修学資金の返還免除に関する条例（昭和58年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が当該修学資金の貸付けの条件となった職員として勤務することができないことについて、当該者の責めに帰すべき理由又はその者の都合によらないと認められる場合においては、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第47号

駅前広場整備第3期工事その1（建築）の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 駅前広場整備第3期工事その1（建築） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 226,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1956番地
館林建設株式会社
代表取締役 館林 慶二 |

議第48号

駅前広場整備第2期工事の請負契約の変更について

市は、工事の請負契約（平成30年6月26日議決議第57号）を次のとおり変更するものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 駅前広場整備第2期工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 235,440,000円
変更後 229,357,440円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1956番地
館林建設株式会社
代表取締役 館林 慶二 |

議第49号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する物件 | C A F S 付 C D - I 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札による買入れ |
| 3 | 取得の価格 | 44,172,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第50号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

令和元年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- 1 土地の表示 土岐市泉町久尻字石砂酒2431番1
地目 山林
面積 6, 265平方メートル
土岐市泉町久尻字石砂酒2431番6
地目 山林
面積 4, 912平方メートル
土岐市泉町久尻字石砂酒2431番13
地目 山林
面積 4, 668平方メートル
土岐市泉町久尻字石砂酒2431番14
地目 山林
面積 7, 199平方メートル
- 2 売却金額 41, 590, 099円
- 3 相手方 岐阜県
岐阜県知事 古田肇

議第 5 1 号

債権の放棄について

市は、次のとおり債権を放棄したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 債権の内容 | 土岐市修学資金として貸し付けた資金 |
| 2 | 債務者及び
放棄する金額 | 別紙 |
| 3 | 放棄する理由 | 土岐市病院事業を行う施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、債務者がその者の責めに帰すべき理由又は都合によらないで、当該修学資金の返還債務の免除の要件である市の看護職員として勤務することができないため。 |

(別紙)

債務者	放棄する金額	貸付期間
個人	3,360,000円	48月
個人	3,360,000円	48月
個人	3,360,000円	48月
個人	2,520,000円	36月
個人	1,960,000円	28月
個人	1,750,000円	25月
個人	1,400,000円	20月
個人	3,290,000円	47月
個人	2,520,000円	36月

個人	1, 6 8 0, 0 0 0 円	2 4 月
個人	1, 6 8 0, 0 0 0 円	2 4 月
合計	2 6, 8 8 0, 0 0 0 円	